

アメリカ法

第3回

丸山 英二

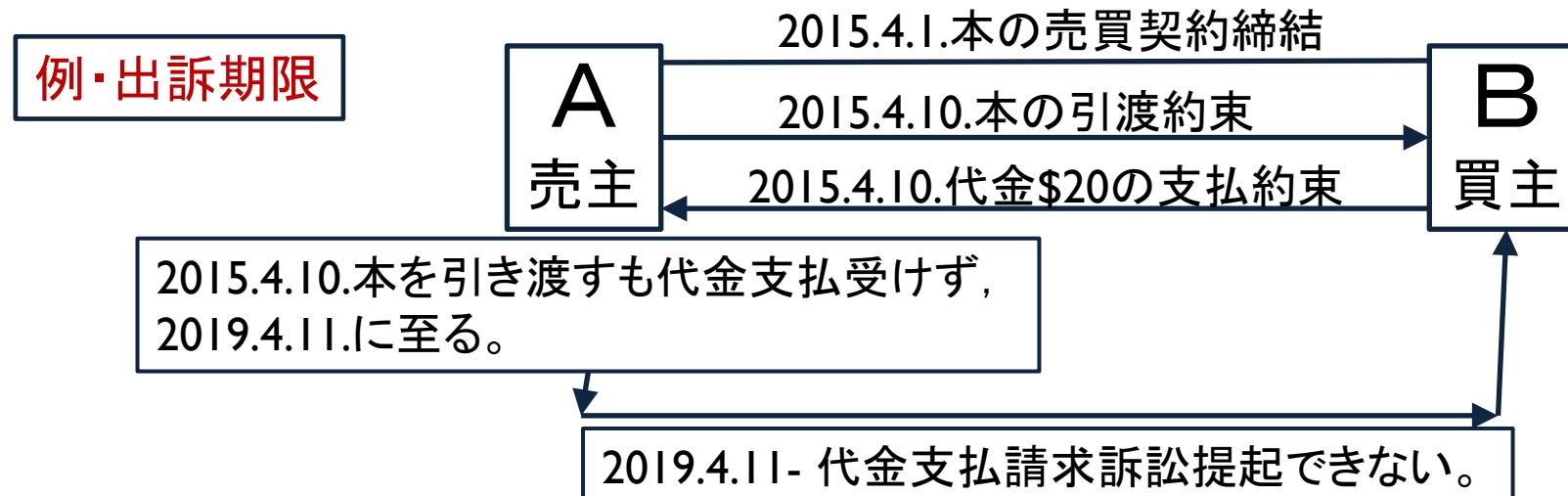
## 2. 英米法ないしアメリカ法の特徴

## (2) 判例法主義

- (a) 判例法主義
- (b) 先例拘束性の原理
- (c) コモン・ローとエクイティ

Common Lawのことば

- (d) 具体的法思考  
類推による判断  $\leftrightarrow$  演繹的三段論法
- (e) 訴訟中心主義



### (3) 陪審制度

#### (a) 概 說

- 大陪審(grand jury) : 起訴陪審——刑事
- 小陪審(petty/petit jury) : 審理陪審——刑事·民事

### (3) 陪審制度

#### (a) 概 説

##### ◆陪審の人数と評決の成立に必要な多数

(State Court Organization: <http://www.ncsc.org/microsites/sco/home> 2020.5.による)

- ・ 民事小陪審(回答のあった39州+DC)

12人18州, 12/6人3州, 12/8人1州, 8人2州, 8/4人1州, 6人:12州, 4-8人1州, 6-9人1州, 6-8人DC.

全員一致:19州, 5/6:9州, 3/4:10州, 過半数:2州。

- ・ 刑事小陪審(重罪について, 回答のあった40州+DC)

12人全員一致34州+DC, 6人全員一致2州, 8人全員一致1州, 12/8人全員一致1州, 10/12=1州; 死刑12U懲役10/12選択懲役6/6=1州LA.

- ・ 刑事大陪審——23人から5人まで多種多様, 必要多数も多種多様。役割についても, CAのように市民のためのオンブズマンの役割を果たさせるところもある。

### (3) 陪審制度

#### ◆陪審の起源

9世紀初頭のフランク王国——チャールズ大帝(フランク王国国王在位768-814; 西ローマ帝国皇帝在位800-814)の息子ルイ敬虔王(Emperor Louis the Pious; フランス・ドイツ国王, 西ローマ帝国皇帝在位814-840)が, 向後, 国王の権利は, (何が慣習上の国王の権利であるかについて), 証人の提出によってではなく, その地域のもっとも優れた, もっとも信頼し得る人々の, 宣誓による証言によって確認されるべきことを定める命令を下した(829)。

#### ◆Domesday Book (1085-86)

北部の一部を除いてイングランド全土にわたる土地調査の記録集・土地台帳。王権の確立と国の税源を明確に定める目的で作られた。地方に派遣された調査官が, 地元住民(州長, 百戸長, 領主, 聖職者, 隸農・農奴 villein)に宣誓のうえ証言させる方法で土地に関する情報(名称, 保有者, 面積, 鋤, 自由人の人数, 隸農・農奴の人数, 価値)を収集した。

#### ◆12c——機能の拡大

犯罪告発手段, 訴訟における審理の方法

### (3) 陪審制度

#### ◆アメリカにおける陪審(Text p. 8↑1～p. 9↓7)

植民地時代から広く使用——イギリス臣民の生得の権利

本国との抗争においても陪審審理の権利が主張される(E.g., Declaration of Stamp Act Congress, 1765, #7——That trial by jury is the inherent and invaluable right of every British subject in these colonies.)。

#### ◆合衆国憲法による保障——刑事大陪審, 刑事小陪審, 民事小陪審など。

#### ◆イギリスにおける陪審(Text p. 8↓8～p. 9↓12)

刑事大陪審の廃止(1933), 刑事小陪審の使用的漸減, 民事小陪審の使用できる事件の制限。

#### (b) 陪審制の影響

⇒ 米国民事訴訟手続の概要 へ

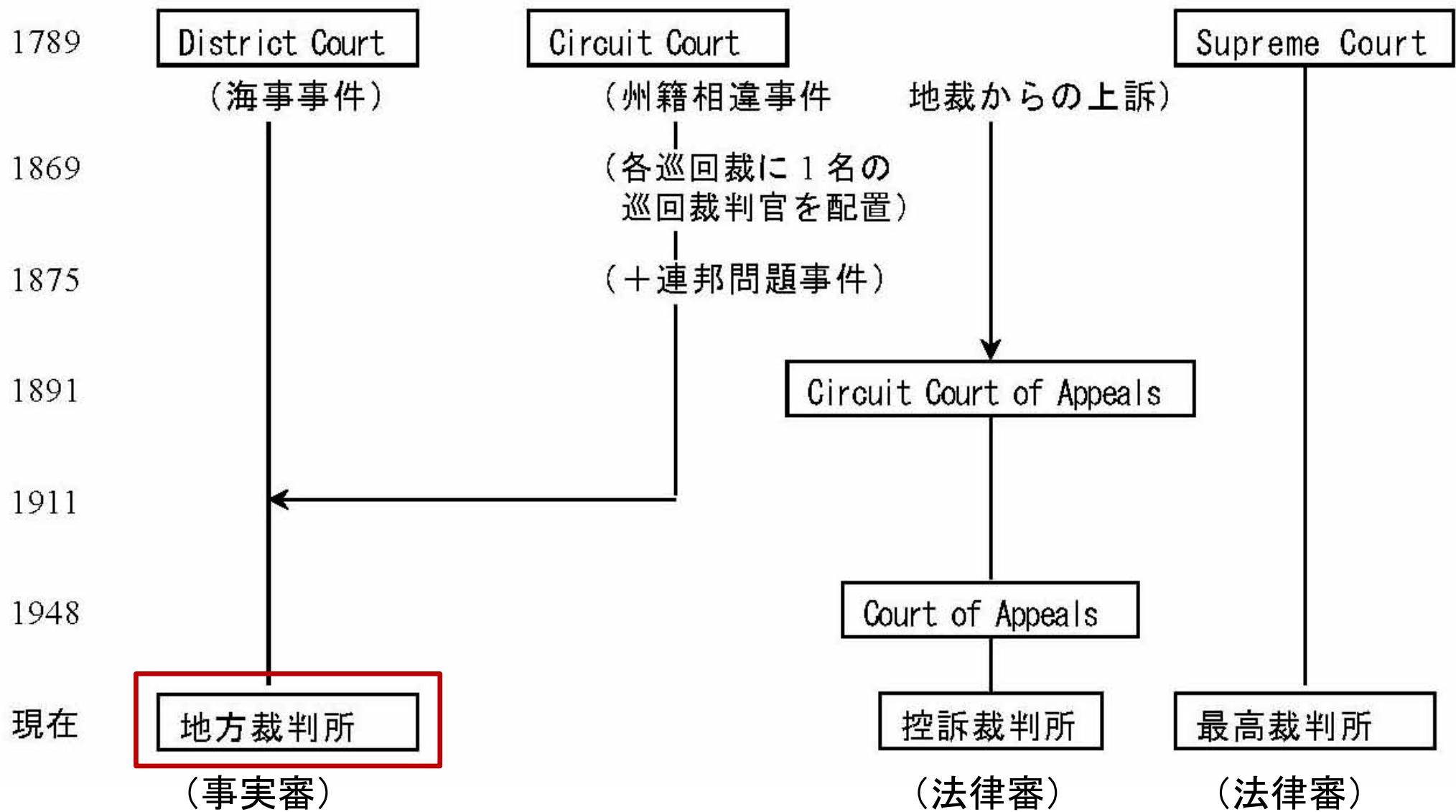
# 米国民事訴訟手続の概要

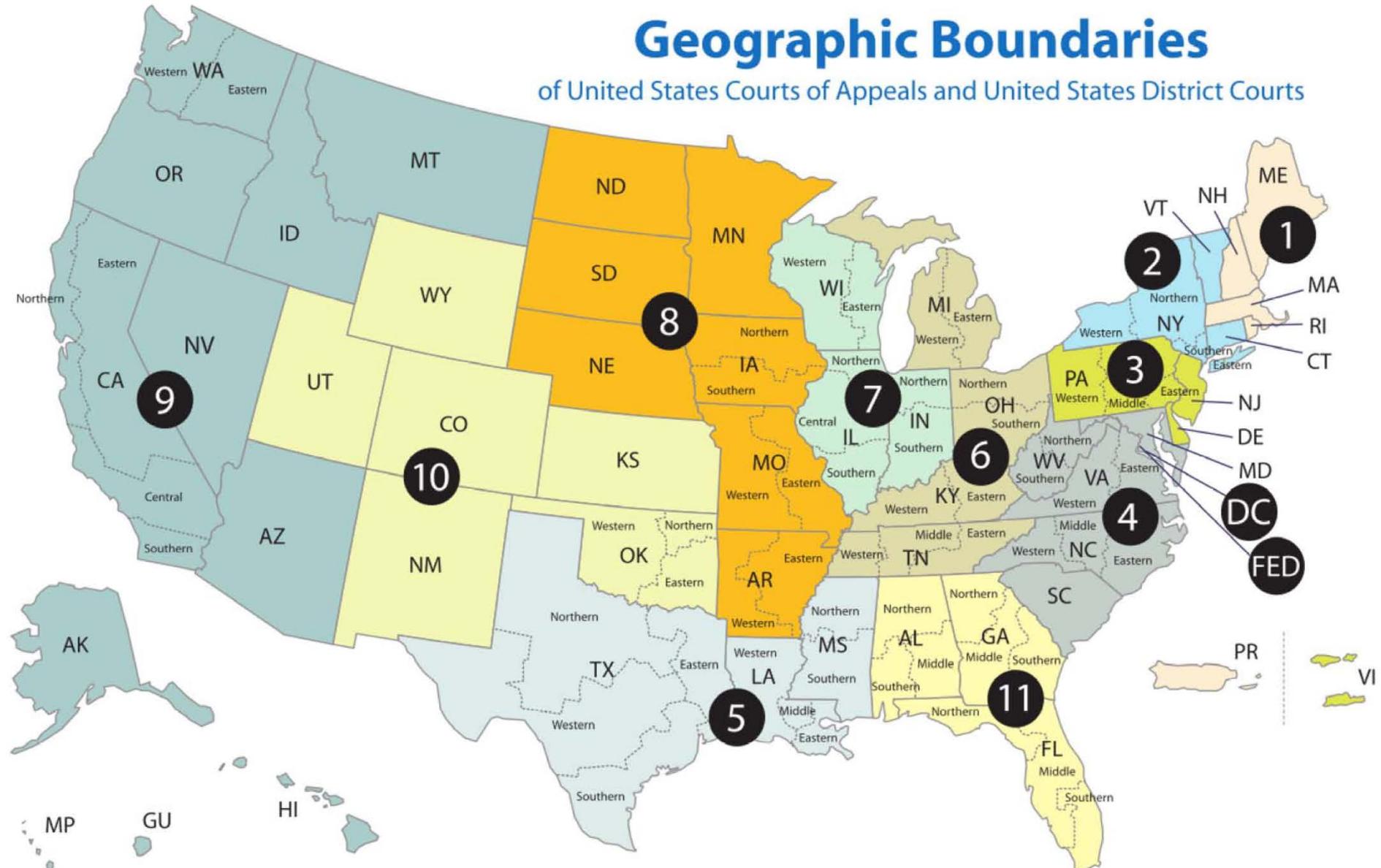
- 連邦地方裁判所における民事手続を概説する。
- 連邦の裁判所 と 各州の裁判所
- 民事手続法の法源(Text p. 70↑2～p. 71↓5)

連邦地裁——1938年に施行された Federal Rules of Civil Procedure(連邦民事訴訟規則)を中心とする規則および合衆国の憲法・法律並びにそれらを解釈する判例

州の第一審裁判所——州の民事訴訟規則(現在では, Federal Rules of Civil Procedureをほぼそのまま採択している州が過半数を占めている。またそれ以外のところでも、連邦規則の影響が見られない州はないといっても過言ではない)や民事訴訟法典を中心とする規則・法律・憲法

# 連邦裁判所の変遷





# 連邦地方裁判所の裁判権(subject matter jurisdiction)

(イ) 憲法の規定, 法律の規定 ⇒ 教科書54頁

(ロ) 連邦地方裁判所の裁判管轄権

① 主な専属管轄権

I 海事事件(連邦判例法)

II 破産事件(連邦法律)

III 特許権, 著作権に関する訴訟(連邦法律)

IV 合衆国に対する不法行為法上の訴訟(州判例法)

V 領事, 外交使節を被告とする訴訟

VI 連邦刑事法に関する事件(連邦法律)

② 主な競合管轄権(州の裁判所と管轄権が競合するもの)

I 連邦問題事件(federal question case)——合衆国の憲法, 法律, 条約のもので発生する民事訴訟

II 州籍相違事件(diversity of citizenship case; diversity case)——相異なる州の市民間の民事訴訟で, 訴訟物の価額が75,000ドルを超えるもの

# 米国民事訴訟手続の概要

- 訴状(complaint)の裁判所への提出; 裁判所による呼出状(summons)の発行

↓

- 訴状・呼出状の被告への送達(service)(または呼出状送達の省略[=免除]の依頼の郵送)

## 呼出状の文面(要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。この呼出状があなたに対して送達された後21日以内に、あなたは、添付の訴状に対する答弁書または[訴えの却下を求める]申立書を原告に送達しなければなりません。もし、あなたがその対応をしなければ、訴状で請求された救済についてあなたが敗訴の欠席判決が下されることになります。併せて、答弁書または申立書を裁判所に提出することも必要です。

# 米国民事訴訟手続の概要

## 呼出状送達の省略[=免除]の依頼の文面(要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。訴状の写しを添付しています。この書面は呼出状や裁判所からの正式の通知ではありません。これは、費用節約のために、あなたが正式の呼出状送達を免除するよう求める依頼状です。費用を節約するためには、本状の発信日から[ ]日(30日以上)以内に、同封の免除書面に署名のうえ、返送して頂くことが必要です。

あなたが免除書面に署名のうえ返送して頂ければ、わたしはそれを裁判所に提出します。その場合には、免除書面が提出された日に呼出状送達があった場合と同様に訴訟が進行します。あなたは、本状の発信日から60日以内に訴状に対する答弁[答弁書または申立書の送達・提出]をする必要があります。



○21日(60日)以内に答弁書(answer)または訴えの却下を求める申立てがなされないとき→欠席判決(judgment by default)の申立て

# 米国民事訴訟手続の概要

↓

- 訴えの却下を求める申立て(事物・対人管轄権の欠如; 裁判地の不適正; 訴状・呼出状の不適切; 送達の不適切; 救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと(motion to dismiss for failure to state a claim upon which relief can be granted; demurrer)) → 訴えの却下

↓

- 答弁書の原告への送達, 裁判所への提出 → 事実・法律問題について争う。

↓

- 開示手続(depositions(証言録取書); written interrogatories(質問書); production of documents or things or permission to enter upon land or other property(文書・物件の提出, 土地等への立入許可); physical and mental examinations(身体検査・精神学的検査); requests for admission(自白の要求))

両当事者は一定の事項について自発的に開示をすることが求められる(required disclosures[義務的開示])

# 米国民事訴訟手続の概要

↓

- 略式判決(summary judgment)の申立て——書面証拠によって主要事実に関する争いが現実には存在しない`there is no genuine dispute as to any material fact` ことが証明でき、その争いのない事実に法を適用すると当然に自分が勝訴することを主張できる場合に認められる。

↓

- 事実審理前協議(pretrial conference)

↓

- 事実審理(trial)(陪審が用いられる場合)

陪審の編成

冒頭陳述(opening statement)

証拠調

原告の主たる証明(case in chief)

# 米国民事訴訟手続の概要

原告の主たる証明(case in chief)

原告側証人① 直接尋問(direct examination)→反対尋問(cross examination)→再直接尋問→再反対尋問[直接尋問における誘導尋問(leading questions)の禁止]

原告側証人 ②.....

原告の主たる証明の終了(rest)

↓

○法律上当然の判決(judgment as a matter of law); 指図評決(directed verdict); 訴えの却下(nonsuit; involuntary dismissal)を求める申立て

↓

被告の主たる証明(case in chief) [法律上当然の判決を求める申立て]

原告の反証(rebuttal) [法律上当然の判決を求める申立て]

被告の反証(surrebuttal / rejoinder) [法律上当然の判決を求める申立て]

最終弁論(closing argument)

原告→被告→原告

# 米国民事訴訟手続の概要



○陪審に対する説示(charge; instruction)



○陪審の評議(deliberation)



○評決(verdict)——general verdict / special verdict



○判決の登録(entry of judgment)



○法律上当然の判決を求める再度の申立て(renewed motion for judgment as a matter of law)；評決無視判決を求める申立て(motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.)

○再審理の申立て(motion for a new trial)

# 米国民事訴訟手続——具体例

【前提】過失不法行為によって被った精神的苦痛に対する損害賠償請求——原則として認められないが、下記のいずれかの場合には認める州が多い。

- ① 原告が身体的損害も被っている場合
  - ② 原告が当該事故の zone of danger にいた場合
- ・夫とジョギングをしていたときに夫が自動車にはねられた。それを目撃した原告が夫の負傷によってショックを受けたとして精神的損害の賠償を請求した。
  - ・原告が①身体的損害を被ったこと、または②事故の zone of danger にいたことが訴状に書かれていなかった場合に被告がとりうる対応は何か。
  - ・訴状に書かれているが、原告が身体的損害を被ったこと、および／または、事故の zone of danger にいたこと、を否定する書面証拠を被告が提出できる場合に被告がとりうる対応は何か。
  - ・原告が身体的損害を被ったこと、および／または、事故の zone of danger にいたことを証明する証拠が非常に弱い場合に被告がとりうる対応は何か。